

令和 3(2021)年3月 22 日より

「鹿沼市立地適正化計画」に係る届出制度が始まります

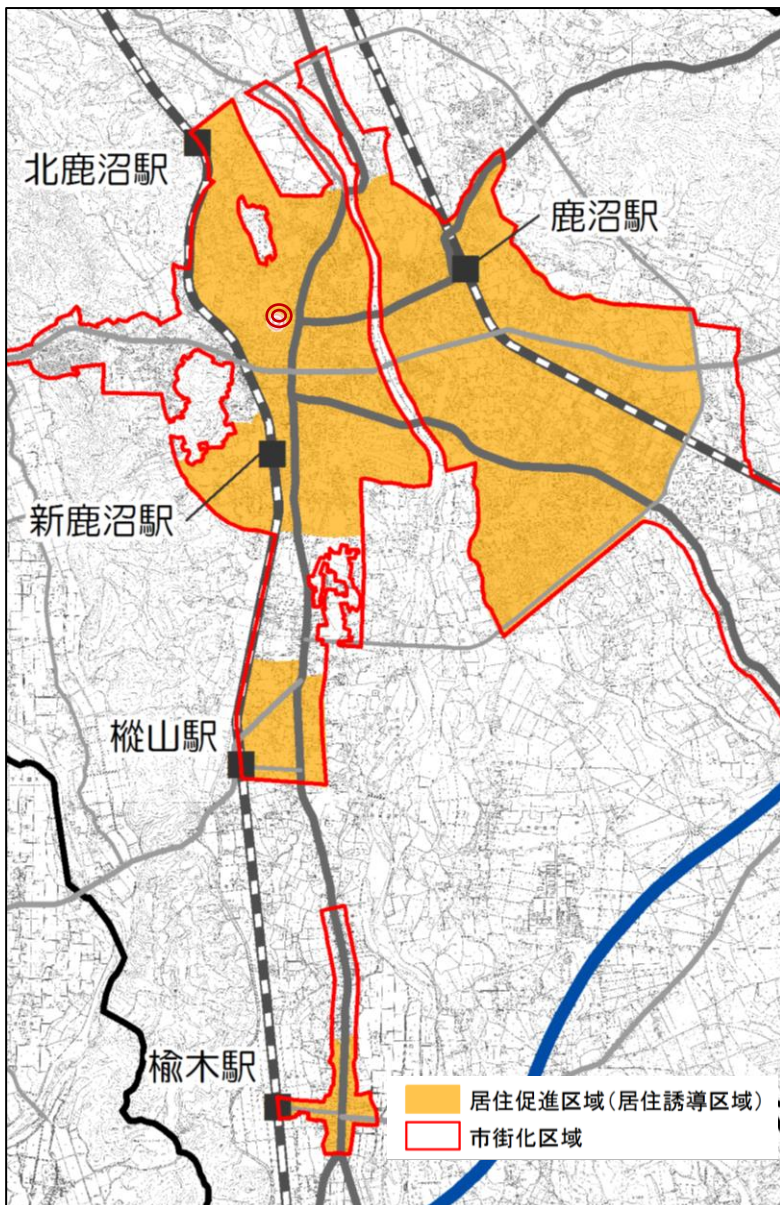
鹿沼市では、人口減少・超高齢社会を背景に、20年後、30年後も「いつまでも暮らしやすいまち」を目指すため、「鹿沼市立地適正化計画」を策定し、**令和3年3月22日**に公表を予定しています。本計画の公表以降、都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まりますので、お知らせいたします。※市ホームページ(裏面 QR コード)にて、計画書(要約版)を掲載しておりますのでご覧ください。公表日より、計画書(本編)を掲載いたします。

届出 対象 行為

- ① 居住促進区域(居住誘導区域) **外**での一定規模以上の住宅の建築等
- ② 都市機能誘導区域**外**での誘導施設の建築等
- ③ 都市機能誘導区域**内**での誘導施設の休廃止

行為着手の 30 日前までに届出が必要

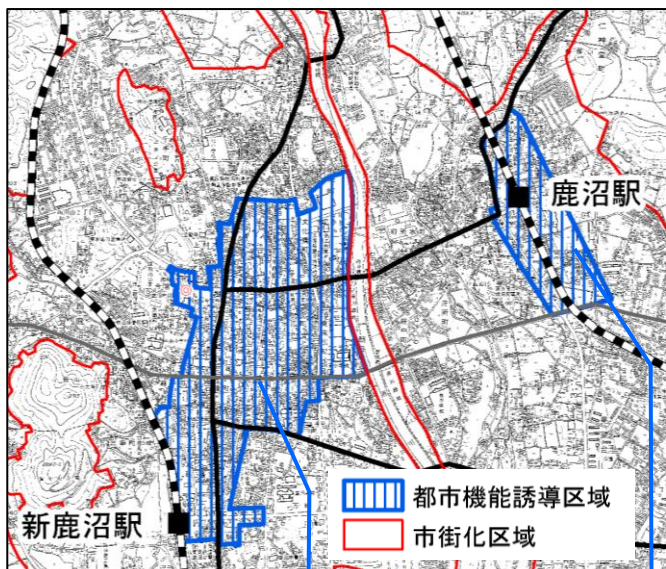
居住促進区域(居住誘導区域)



居住促進区域(居住誘導区域)

人口減少が進む中においても、一定の人口密度を維持し、生活サービス施設や公共交通による生活利便性を確保する区域。

対象区域	対象となる行為の種類	
(居住誘導区域外) 居住促進区域外	開発行為	① 3戸以上の住宅を建築する目的で行う開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅を建築する目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	建築等の行為	① 3戸以上の住宅を新築 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為



中心部地区

<誘導施設>

- ・病院
- ・百貨店
- ・市役所
- ・図書館
- ・情報センター等
- ・美術館・博物館

鹿沼駅周辺地区

<誘導施設>

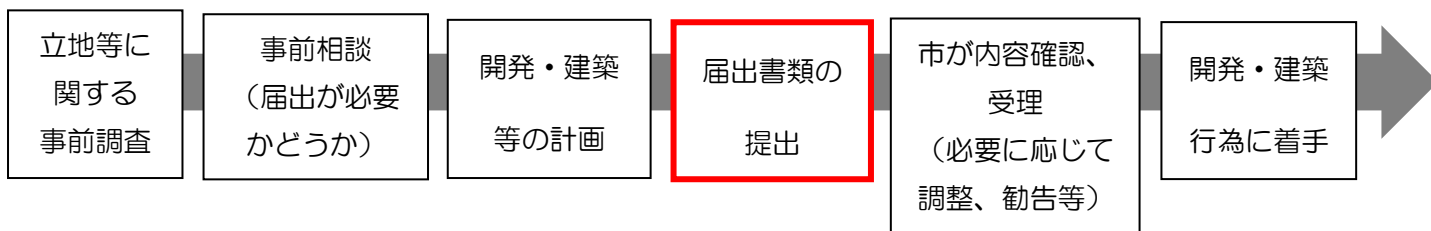
- ・病院

都市機能誘導区域

医療・商業・公共施設等を都市の中心拠点に維持・誘導し、集約することにより、利便性の高い拠点市街地の形成を図る区域。
 ※居住促進区域(居住誘導区域)内に設定します。

対象区域	対象となる行為の種類	
都市機能誘導区域外	開発行為	・誘導施設を有する建築物を建築する目的で行う開発行為
	建築等の行為	・誘導施設を有する建築物を新築 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為
都市機能誘導区域内	その他	・誘導施設を休止又は廃止

届出の流れ



- ・ 詳細については、下記 QR コード (市 HP) をお読み取りいただき、届出の様式や手引きをご確認ください。
- ・ 届出の提出後、行為の計画に変更があった場合は変更の届出が必要です。
- ・ 都市再生特別措置法第 88 条及び第 108 条の規定に基づき勧告を行うことがあります。

お問合せ先

鹿沼市 都市建設部 都市計画課 都市計画係
 〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1 新館 4 階
 TEL : 0289-63-2209
 MAIL : toshikeikaku@kanuma.city.lg.jp

QR コード

